

自主的避難等対象区域（相馬市）においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との因果関係を認めた上、事業用資産（冷凍設備、ボイラー設備等）について計算書類の提出はなかったが、資料（領収証、写真、パンフレット）の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の3割から8割の範囲の賠償額が算定された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目	金額
Aにかかる財物損害 (但し、別紙物件目録記載の財物について)	9, 6 2 1, 6 2 8 円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として合計金9, 6 2 1, 6 2 8 円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月2日

(仲介委員 若林弘樹)

物件目録

1	〇〇冷凍設備	1,292,238 円
2	ボイラー設備	1,320,480 円
3	蒸し釜 (殺菌釜)	1,071,000 円
4	全自動袋詰機	2,520,000 円
5	高速フルイ	105,000 円
6	ミキサー	300,000 円
7	コンベア	45,000 円
8	接種機	90,000 円
9	袋閉機	45,000 円
10	培養室冷暖房機 (2室×2台及び1室1台)	525,000 円
11	培養室枠 (棚枠)	1,067,910 円
12	育苗箱	440,000 円
13	菌床	800,000 円